年末年始の業務案内

休みの間でも、死亡届などの緊急な用務は、市役所 1 階の夜間・休日窓口でお受けします。
◎年末年始の診療案内は、16 面をご覧ください。

凡例：●…営業または開館		12 月						1 月			
		26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
		(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(祝)	(土)	(日)	(月)
市役所本庁舎、上下水道局庁舎　※1…休日開庁（8面参照）、上下水道局は 1階お客様センターのみ営業		●※1		●							●
サービスコーナー（所沢駅・狭山ケ丘・小手指）				●							●
パスポートセンター　※2…午前９時～正午（交付のみ）		●※2		●							●
証明書コンビニ交付サービス	住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税課税（非課税・所得）証明書（午前６時 30分～午後 11時）	●	●	●							●
	戸籍（全部事項・一部事項）証明書、戸籍の附票の写し（午前９時～午後５時）			●							●
まちづくりセンター	証明書発行などの手続き　※3…休日開庁（並木・小手指分館を除く／8面参照）	●※3		●							●
	公民館業務、地区体育館　※4…窓口での施設予約不可	●	●	●※4							●※4
コミュニティセンター　※5…狭山ケ丘・新所沢のみ営業		●	●	●※5							●
トコハピ（児童館）、こどもと福祉の未来館		●	●	●							●
図書館本館・分館		●	●								
市営駐車場	元町地下、公園通り線、狭山湖第 1・2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	寿町　※6…午後６時まで	●	●	●	●	●	●※6				●
ところバス・ところワゴンの運行　※7…ワゴン若狭ルートは土日運休		●※7	●※7	●							●
東西クリーンセンター（自己搬入）　※8…臨時受入日			●※8	●							●

年末年始のごみ出し

クリーンセンターへの自己搬入はお早めに

年末は大変混み合います。年内の自己搬入は12月28日㈪までです。**市内在住かを確認しますので本人確認書類をお忘れなく。**

なお、荷下ろしは、原則としてご自身で行っていただきます。

受付時間

▶**月～金曜、12月27日㈰（臨時受入日）**…午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

▶**第1土曜（12月5日、1月9日※）**…午前8時30分～正午

※1月のみ受付日が異なりますのでご注意ください。

持運転免許証・マイナンバーカードなどの本人確認書類

問東部クリーンセンター ☎2998-5300、
西部クリーンセンター ☎2948-3141

パソコンを処分するときは

家庭で不要となったパソコン（ディスプレイ含む）は、市では回収していません。「宅配便による回収」または「パソコンメーカーに回収を依頼」のいずれかで処分してください。

◎詳細は市HP（🔍パソコン）をご覧ください。

違法な不用品回収業者に注意

廃家電や粗大ごみなど、家庭ごみの回収には「所沢市一般廃棄物処理業」の許可が必要です。「他市の一般廃棄物処理業」「産業廃棄物処理業」「古物商」の許可では回収できません。

無許可の業者は、高額な料金請求や回収品の不法投棄などのトラブル事例も。ご注意ください。

市の許可を受けた廃棄物処理業者は、市HPをご覧ください。

こんな回収業者には注意！

- スピーカー付きトラックで宣伝・回収
- 空き地で回収
- チラシやネット広告で宣伝



年末は**12月29日㈫まで**、年始は**1月4日㈪から**収集します。

関係施設の年末年始の業務予定は、上記表をご覧ください。

◎詳細は市HPから確認できます。

問資源循環推進課☎ 2998-9146

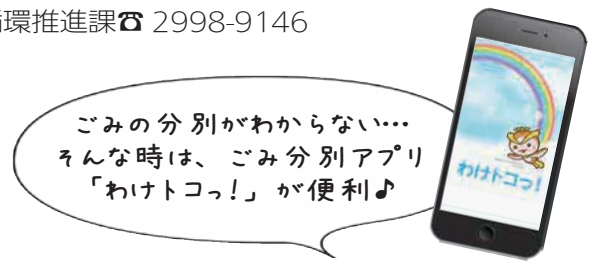

粗大ごみの収集は「粗大ごみ受付センター」へ

粗大ごみの収集を有料で受け付けています（1 回 5 点まで）。申し込みの際に金額をご案内します。必ず大きさを測ってからご連絡ください。

受付時間　火～日曜午前 9 時～午後 4 時 30 分（祝日除く）

申問同センターに電話・電申／☎ 2951-1153

◎粗大ごみは、指定日に指定場所に出してください。室内からの運び出しは行いません。なお、12 月 28 日㈪～ 1 月 4 日㈪は休業です。

1月の収集日程を確認



1 月は収集日程表の見方が他の月と違います。**1 月 4 日㈪からの 1 週間を第 1 週**と数えます。

◎各地区の日程は「家庭の資源とごみの分け方・出し方」33 ～ 42 ページをご覧ください。

令和 9 年 1 月

日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	……第 1 〇曜日
10	11	12	13	14	15	16	……第 2 〇曜日
17	18	19	20	21	22	23	……第 3 〇曜日
24/31	25	26	27	28	29	30	……第 4 〇曜日

▼例えば「1 月の第 1 金曜」は、1 日ではなく 8 日です。